

楽文楽運営委員会
(らぶんらく うんえいしんかい)
規 約

(名称)

第1条 本会は、楽文楽運営委員会（読み方を「ら・ぶんらく」とし、以下「本会」という）と称する。
本会の事務局は、神奈川県横浜市港南区芹が谷 1-11-2-402 に置く。

(目的)

第2条 本会を通じて、文楽関係者、文楽を愛する文楽サポーターとの交流をはかり、観劇会、イベントや研究会を通じて、人形浄瑠璃文楽の伝承と発展をサポートするのを目的とする。

(活動・事業の種類)

- (1)WEB サイトの運営（制作の一部を外注により行う） <http://labunraku.jp/>
- (2)イベントの企画運営（国内・海外）
- (3)出版物・音楽・衣類・雑貨の制作 販売

(設立)

1988年10月1日、東京文楽会として設立、2013年5月に「楽文楽運営委員会」と名称を変更。

(活動資金)

本会の活動資金は、会員の年会費・法人、団体等からの補助金、寄付金による。

(会員)

第3条 本会の会員は文楽サポーターと称し、所定の年会費を納入しなければならない。

会費：年会費 3,000円とする。

会員資格有効期限：6月1日より5月31日までの1年間とする。

自動更新は行わず、次年度の会費を納めることにより、継続とする。

退会の判断：次年度の更新を行わないとき。申し込み後、二か月間の間に振入がないとき。

(役員)

第4条 代表) 藤澤 成美 運営) 藤澤 優 監事) 平光 康晃

(解任)

第5条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員協議により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

付則 2013年5月 改定
2016年4月 改定
2019年5月 改定

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明いたします。

楽文楽運営委員会 代表 藤澤 成美

上記規約は、2019年5月28日より実施致します。